

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人海上技術安全研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 独立行政法人海上技術安全研究所（以下「当所」という。）は、平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(14.8%) 22	(15.5%) 119
一般競争入札等	競争入札			(67.8%) 101	(56.2%) 431
	企画競争等	(0.7%) 1	(0.5%) 4	(6.7%) 10	(6.4%) 49
随意契約		(99.3%) 148	(99.5%) 764	(10.7%) 16	(21.9%) 168
合 計		(100%) 149	(100%) 768	(100%) 149	(100%) 768

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額及び比率は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(38.5%)	(27.8%)
				5	26
一般競争入札等	競争入札			(30.8%)	(47.1%)
				4	43
	企画競争等	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(30.8%)	(25.1%)
		13	92	4	23
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		13	92	13	92

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額及び比率は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(12.5%)	(13.8%)
				17	94
一般競争入札等	競争入札			(71.3%)	(57.5%)
				97	388
	企画競争等	(0.7%)	(0.6%)	(7.4%)	(7.3%)
		1	4	10	49
随意契約		(99.3%)	(99.4%)	(8.8%)	(21.4%)
		135	672	12	145
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		136	676	136	676

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額及び比率は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 当所における随意契約によることができる場合を定める基準については、既に国の基準と同基準となっている。

(3) 当所における契約に係る公表の基準については、公表項目に以下の項目を追加し、国と同基準とする。

- ・ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は当所の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ・ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ・ 当所の主務省である国土交通省所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に当所の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約の見直し計画を達成するため、平成19年12月までに、以下の取り組みに係る以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

(1) 計画実施を担保する執行・監査体制の確保

① 決裁体制の強化

「随意契約見直し計画」の個別の契約について見直しが確実に行われているかを確認するため、複数の者による審査・決裁を経る措置を徹底し、調達要求等については、理事長が決裁を行うとの判断により理事長までの決裁とすることで、決裁体制の強化について措置済みである。

② 所内における見直しの徹底

所内における見直しの確実な実施を図るため、各種会議を通じて、所内における注意喚起を常時徹底する。

(2) 契約に関連する制度等の見直しの実施

① 公募手続き及び企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、当所が特定した公益法人等以外

の参加者の有無を確認するための公募手続き及び提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を図る。

② 総合評価方式の導入拡大

随意契約の見直しに伴い、調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価により落札者を決定することとし、これに必要な事項については、当所の主務省である国土交通省との協議を踏まえて検討を行う。

③ 複数年度契約の拡大

新規に調達する電子複写機、電子計算機等のOA機器（周辺機器を含む）に係る賃貸借契約及びシステム開発・改良をはじめ、調査・研究業務等や各種システム関連の既存の賃貸借についても、概ね3年以内に、原則として複数年度契約へ移行出来るよう所要の検討を行う。

④ 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。

(3) その他の取り組み

① 従来からの長期継続契約については、毎年度、競争環境に移行する諸条件が整っているか否かを点検し、その結果を把握するとともに、ルーティン（慣例）的な契約となっていないかなど、運用状況の改善に努める。（電気、ガス、水道、電気通信関係）

② 予定価格が随意契約によることができる基準よりも少額である場合であっても、一定金額以上の調達案件については、透明性・競争性を確保するため、既に平成19年度から当所にて本格導入している簡易入札制度を活用するものとする。